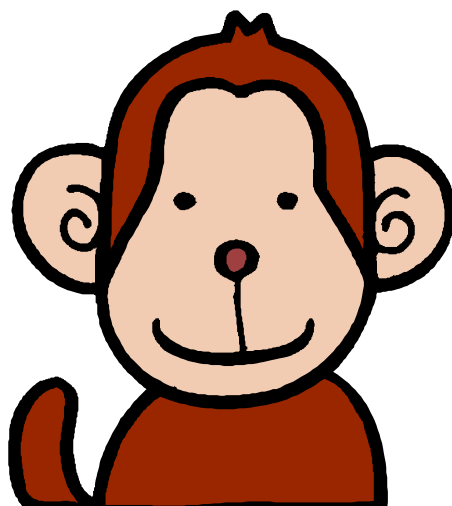


東京証券コンプライアンス四季報



平成16年新春号

(株)東京証券取引所 考査部

はじめに

東証審査部が、証券会社などの取引参加者に対して行う検査を「審査」と呼んでいます。私たちは、取引参加者がルールを守っているか、管理上問題がないかなどについて調査し、ルールの違反について、必要と思われる場合には厳格な措置をとると同時に、その未然防止や再発防止のための活動を行っています。

平成15年度第3四半期（10月～12月）における審査の概要は、次のとおりです。

審査の実施状況

審査の種類	内 容	社数
一般審査	過去の審査結果、行政の検査結果、前回審査からの経過日数などを考慮し、審査の必要性が高いと判断される取引参加者から順次行う審査です。	7社
	日本証券業協会と当取引所が一定期間内に連続して行う審査です。	3社
	各地取引所と連携して行う審査です。	2社
フォローアップ審査	審査で認められた不備に関して改善報告書の提出を求めた取引参加者に対し、必要に応じて1年程度以内に改善状況の確認のために行う審査です。	1社
特別審査	法令諸規則等に違反しているおそれのある取引参加者に対し、当該事項にスポットを当てて行う審査です。	なし

審査の結果

平成15年度第3四半期において、審査結果の通知を行った会社は以下のとおりです。

取引参加者名	結果通知日	措置	
		注意喚起	改善報告書
のぞみ証券	10月 28日		
日産証券	10月 29日		
三木証券	11月 4日		
マネックス証券	11月 6日		
リーマン・ブラザーズ証券	11月 12日		
室清証券	11月 27日		
モルガン・スタンレー証券	11月 27日		
前田証券	12月 5日		

「 」は注意喚起（審査員による口頭注意を除く。）を行ったこと、又は、改善報告書の提出を求めたことを示します。

不備事項の内容

不備事項	事案数
1 空売りに関する不備	5 (1)
2 信用取引委託保証金に関する不備	4 (0)
3 法定帳簿の記載不備等	2 (0)
4 差金決済取引	1 (1)
5 自己・委託区分訂正申告書に関する不備	1 (1)
6 営業報告書の記載不備	1 (0)
7 取引所市場外取引の協会への報告漏れ	1 (0)
8 「法定帳簿の電子媒体による保存に関する届出書」の監督官庁への未届出	1 (0)

注意喚起（審査員による口頭注意を含む。）を行った不備事項の内容及び事案数を示します。

（ ）内は改善報告書の提出を求めた事案数です。

主な指摘内容

項目	内容
空売りに関する不備	空売りをを行う場合、発注時に取引所に対して空売りである旨の明示が必要となりますが、自己取引のポジション誤認や注文の入力ミス等により、それが行われていなかった事案です。なお「空売り・信用取引区分訂正申告書」は事後に提出されていました。
自己・委託区分訂正申告書の未提出	発注システムに変更を加えた際に不具合が発生し、委託注文を自己注文として誤って発注しましたが、発注内容と約定通知の自己・委託区分に関する照合が行われていなかったために、その誤りが放置されていました。

何故、自己か委託かを区分して発注しなくてはならないの？

証券会社は東証に対し、その注文が自己の計算による注文であるのか、顧客からの委託による注文であるのかを区分して発注しています。

これは、証券会社が自己の計算で行った取引を事後的に顧客の取引勘定に割り当てるといった不正を防止する観点等から、自己注文と委託注文のどちらに該当するものであるかを発注段階で明確にするため、明示が義務付けられているものです。

主な活動状況

東証審査部では、取引参加者に対する審査以外にも、各社のコンプライアンスに対する様々なサポート活動等を行っております。

- **コンプライアンス説明会**（10月20日・31日、11月27日）
法令遵守の徹底を図っていただくために、取引参加者等から要望をいただいた場合などに、当取引所の職員を派遣し、コンプライアンスに関する説明会を行っております。（1社、2団体において実施し、総参加者数は約70名でした。）
- **情報交換会議**（12月24日）
金融庁、証券取引等監視委員会、日本証券業協会及び大阪証券取引所と定期的に会合を開き、コンプライアンスに関して様々な意見・情報交換を行っております。
- **検査担当責任者事務連絡会**（10月21日、22日、23日、24日）
各証券会社の検査担当責任者に対して、審査で認められた違反事項について具体的な事例等を紹介し、内部管理体制の充実に役立てていただくための説明会を行いました。